

令和5年第4回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和5年12月 6日

閉 会 令和5年12月 8日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（12月7日）

出席議員 8名

1番	坂本	豊	君	2番	久慈	省悟	君
3番	川崎	憲二	君	4番	柿崎	裕二	君
5番	森	弘美	君	6番	吉田	勉	君
7番	乳井	巖公	君	8番	小鹿	重一	君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	久慈	修一	君				
副	村	長	小松	生佳	君			
教	育	長	吉崎	博	君			
会	計	管	理	者	八木澤	琴美	君	
総	務	課	長	稲葉	正明	君		
税	務	課	長	吉田	聡	君		
住	民	課	長	佐藤	一仁	君		
健	康	福	祉	課	長	高谷	久美子	君
教	育	課	長	木村	伸一	君		
産	業	振	興	課	長	高田	一憲	君
建	設	課	長	高田	徹	君		

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議	会	事	務	局	長	中川	孝治	君
---	---	---	---	---	---	----	----	---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

6 番 吉 田 勉 君

7 番 乳 井 巖 公 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第2 一般質問 3番 川崎憲二 議員

第3 一般質問 5番 森 弘美 議員

第4 一般質問 7番 乳井巖公 議員

第5 一般質問 6番 吉田 勉 議員

第6 一般質問 1番 坂本 豊 議員

第7 一般質問 2番 久慈省悟 議員

午前9時35分 開議

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（小鹿重一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は7名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 4番柿崎です。おはようございます。

今回は1つの質問、相続登記義務化について通告書に従って質問したいと思います。

相続登記義務化に伴い、いろいろな方針が法務局より出されていると思うが、内容が把握できず不安や混乱を招いているようである。

私が知る限りでは、2001年（令和3年）4月、所有者不明土地等の発生予防と利用円滑化を目的として民法等の一部改正をする法律が成立し、それに伴い不動産登記法も改正し、これによって2024年（令和6年）4月1日から不動産の相続登記が義務化されると聞いています。しかも、相続の義務化が施行される以前に相続した不動産についても遡及して適用されると記憶しております。そこで、相続登記義務化についての内容説明を求めます。担当課長ないし村長の答弁を求めます。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） お答えします。

これ1番からでいいんですか。（「1番から」の声あり）

そうすれば①の回答ですが、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が令和6年4月1日から義務化されることとなりました。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 私の予備知識の中の施行される年月と今の説明が大体一致しているわけではありますが、この相続登記の内容については、何年以内にとか、令和6年度の4月1日から例えば3か月以内に登記をしなければいけないとか、そういう細かな内容、それからそのほかの所有権の登記、相続だけの登記じゃなくて所有権の登記とか、名義

人または名称の変更の登記、それから住所などの変更の登記なども一律して同じ期間内にちゃんと登録をしなきゃいけないのか。その辺が全くあやふやなので、そういった内容はまだ役場のほうには示されていないのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 今のご質問ですが、これ質問の内容と前後しちゃうのでいいですか。（「はい」の声あり）義務化については、令和6年4月1日より以前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは義務化の対象になります。期限としては6年4月1日から3年以内となっております。ですので、先のことですけれども、7年に分かれば7年4月1日から10年の4月1日と3年間の猶予があるんです。売買とかそういうもので所有権の移転を行ったときは、当然そこで登記移動かかるので、それは問題ないと思います。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） その3年以内に相続登記の義務化が行わなければいけない、そこはよく分かりましたけれども、じゃあほかの、先ほど言いました所有権の登記とか名義人の名称または変更登記、住所の変更登記、これも同じ3年間の猶予があるということでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 同じ期間だと認識しております。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 3回目ですよ。私がインターネット等で調べられる範囲で資料を出してみたところが、一応法務省のほうでは先ほど言いました所有権登記、それから名義人の変更、名称、住所などの変更については、5年をめどに届出をしてほしいというような内容で出ている資料もあります。その辺も、これからのやはり住民が不安に思っている箇所でもありますので、その辺をはっきりして、何らかの方法で告知しなければいけないものと思います。

この①の質問は3回になりましたので、次に②の質問に移ります。

相続義務化は施行日以降から相続した不動産、相続登記に適用されるのか、それとも施行以前の不動産、相続登記にも遡及して適用されるのか、答弁を求めます。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 先ほども申しましたとおり、令和6年4月1日以前、来年の

4月1日以前、今現在でも相続した不動産があれば、それも6年4月1日から3年間の間に登記してもらおうという形になります。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 次に、③の質問に移りたいと思います。

相続登記の義務化に伴って、個人の所有以外、例えば連名地登記、それから入会林野の登記不動産、法人格を有する自治会名義での登記したものに対してはどのように適用されるのか。分かる範囲でいいので、答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 入会林野等の共有林の相続財産に関しましては、連名である個々の相続分のみ相続登記を行う必要があります。各自治会名義の所有財産は相続ではないので、そのままよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁に、また繰り返しの質問になるのかもしれませんが、例えば入会林野が自治会、要するに法人登記で登記されているものの、入会林野の誰々ほか何名、当時であれば自治会長とかの名前がある方の名義で以下何名、以下100名とかで登記しているものであって、民事のほうの考え方でいくと、法人の登記になっていても所有権者は以下何名、100名の所有者であると民事のほうでは解釈するように私は聞いていますが、その辺もみんな絡めて判断しても、例えば私の地区は広瀬自治会になりますけれども、広瀬自治会法人として登記していれば何の問題もないという認識でよろしいですか。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 問題ないと思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 次に、④の質問に移ります。

今の法人登記のものと少し絡むところもありますが、相続登記をしなければ何かしらのペナルティーが法務省のほうから課されると聞いています。どのようなペナルティーが適用されるのか、答弁を求めます。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） お答えいたします。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合は、10万円以下の過料が課される可能性があります。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁で、課される可能性があるという答弁でございましたが、これは決定事項ではないのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 正当な理由というのが5項目ぐらい出されておまして、その中に該当するものであれば、登記できない場合でも可能だということで、その登記を行わない正当な理由として過料が課せられる場合ですけれども、登記官がその判断をするので、申請したときに登記官がどう考えるかのことになるので、ちょっと今の段階では何とも申し上げられませんので、よろしくお願いします。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 最後に、⑤の質問に移りたいと思います。

近年、蓬田村でも相続登記をなされないまま家屋の放置が目立ち、増え続けております。空き家や土地を相続放棄するとなると、村または国へ帰属させることは可能なのか、答弁を求めます。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） お答えいたします。

相続した不要な土地を国庫に帰属させることができる、相続登記国庫帰属法が令和5年4月27日から開始されております。相続等によって土地の所有権を取得した者が法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を手放して国庫に帰属させることができる制度です。簡単に言うと、相続した不要な土地の所有権を国に対して返すことができる制度です。ただし、土地に限ります。対象となる土地も規定されております。相続土地国庫帰属法では、土地の所有権を国に帰属させてしまえば管理義務は発生しませんが、その代わり管理費として負担金を支払う必要があります。また、相続放棄は自己のための相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に裁判所に申出をする必要があります。相続放棄には、放棄した者による管理責任が規定されています。つまり、相続放棄

をしたら相続財産を一切管理しなくてもいいというわけではございません。その管理義務からも解放されたいのであれば、相続財産管理人の選任をすれば国庫に帰属できる可能性はございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ただいまの答弁で、帰属することは可能であると。帰属するに当たり何かしらの条件がありますよと。その条件が、私が調べられる限り得ているものでは、6項ぐらいの要件が挙げられているように思うのですが、その6項の帰属に対する要件の内容を把握できていたら答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 要件としては、その土地にまず建物が建っていない状態。そしてあとは、その土地が争いの対象となっていない土地。そしてもう一つが、その土地の下に埋没されているものがない状態。あとは……ちよつとお待ちください。土壤が汚染されていない状態。それと境界が明らかでない、その土地の所有権の存在がはっきりしないものだと認識しております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の説明で、私が手元にある書類と大体一致しているものでございます。今の①から⑤までの答弁を聞いていまして、明確に期間が定められている、3年以内に届出をしなさい、これは明確に示されています。それと④のペナルティーに関しては、まだはっきり決定したものではないような答弁でございました。要するに、この5つの質問の中にだけでも考えてみますと、はっきり示されているもの、まだ決定していないもの、法務省自体の指針そのものもはっきりしていないように感じているわけでありまして、最初に述べたとおり、義務化を令和6年度の4月1日からするという事は村民の方にも頭にはあるものの、やはり内容が不明なので不安を相当あおっていると思うんですよ。ですから、今のこの段階で土地を帰属させるための条件6つとか、ペナルティーが課せられる可能性もありますよとか、それから何年以内に届けてください、それから名義変更等は5年の猶予がありますよとか、そういった内容を村民のほうにしっかり告知して安心していただくと。また、登記も滞りなくやっていただくということで、それを前提にしますと、回覧板なりいろんなもので告知する必要があると私は

思いますので、その辺を速やかに実行していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 3番 川崎憲二議員

○議長（小鹿重一君） 日程第2、3番川崎憲二君の質問を許します。川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） おはようございます。3番川崎です。今回は2点について質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、空き家バンクについてです。

村では、10月5日に県宅地建物取引業協会と蓬田村空家等対策の推進に関する協定が締結されております。村のホームページにも空き家バンク情報を見られるようになっております。そのことについて質問したいと思います。

まず1点目ですが、空き家バンクについてホームページで見られるようになりました。今現在、その登録等についての問合せがあるのか、お伺いいたします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えします。

空き家バンク設置前に1件、設置後に1件、合わせて2件の問合せがありました。そのうちの1件については、所有者の方と登録について話を進めております。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 2件ほど問合せがあったということですが、②についてですが、ホームページには載せてありますが、私を含め村民や住宅地所有者は、まだまだ分からない人が多数いると思われませんが、村内、またそういう所有者に対しての周知は、これからどういうふうに周知していくのか、お答え願います。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えします。

今後、広報や回覧等で周知することを考えております。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 広報、ホームページ等ではやるとは思いますけれども、もっともっと、せっかくホームページ立ち上げたので、できるならやっぱり自治会、近隣の地域住民等と情報を共有しながら対応していただきたいということで、やっぱり自治会等の会

合あたりでそういうのを説明していけばいいかなと思いますけれども、そういうのもや
っていただけるものですか。お答えをお願いします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 自治会に会合とかあった場合は、そこで空き家バンクについ
て説明していきたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 私、以前にも空き家バンクの質問をいたしましたけれども、今の
グリーントウン等でも、やはり土地を購入してもまだ住宅が建っていないところが何区
画かあります。そういう区画の場所もやはり手放したいという人もいるので、そういう
情報集めて、売りたいという人もいて、せっかくホームページも立ち上げたので、そう
いう人たちの意見も聞いて、空き家バンクですので村内の空き地等もいっぱい活用でき
るように推進していただきたいと思います。

次ですけれども、3番について質問いたします。

昨日も、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正ということで議案にありま
したけれども、村内でも前では危険な空き家の調査をしていると言いましたが、それ以
降、今回増えているかお聞きします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えします。

前回の調査での空き家の数は139件です。その後は調査をしておりませんが、経年
により件数が増えていると思われれます。村では、対策として解体費補助金を出しておりま
す。令和3年度が4件、令和4年度が2件、令和5年度がこれまで3件の実績となっ
ております。迷惑となっている場合は、文章等で通知していきたいと考えております。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 解体費用等も村でも助成しながら、危険な箇所が増えないよう
というのは大変いいと思いますけれども、今現在、まだまだ特定空家になっているとこ
ろで危険な箇所も何か所か見られますけれども、今後そういう、言ってしまうと瀬辺地
等の雪が降ったときに道路に屋根から雪が落ちたり、屋根も崩れそうなどころもありま
す。そういうところが急に壊れた場合とか、そういう対処はどのようにするかお聞きし
たいです。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） その瀬辺地地区というのは国道280号線のところだと思われ
ますが、そこの方には、以前も最近も管理している方のほうには文章で通知をしており
ます。今後もそういう危ないところについては、随時文章等で通知していきたいと思っ
ております。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） なかなか所有者がいないとか、親戚とか息子なり孫なりに連絡し
たりしてもなかなか進まないとは思いますが。ただ、危険な箇所はこれからも増えると思
いますので、その辺はスピーディーな対応をしてもらいたいなと思います。

その法改正の中でも、今回の法改正で方向性としてはやっぱり空き家の利用拡大、管
理の確保、特定空家の除去等の3本柱で対応を強化ということになっています。やっぱ
り特定空家になる前に管理の確保ということで未然防止が最も適しているなと思いま
すので、特定空家になる前にそういうところ、また自治会なり地域住民と情報を共有しな
がら、未然防止をしてもらいたいなと思います。空き家バンクについては終わります。

2番ですけれども、2番の質問で村営住宅についてです。

今現在の入居状況を、よもっと団地、宮本団地、戸建て、3か所ありますけれども、
状況をお知らせ願います。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） お答えいたします。

令和5年12月1日現在の状況でお答えいたします。よもっと団地は50室中48室入居で、
2室空いています。宮本団地は30室中24室入居で、6室空いています。戸建て住宅は4
室中3室入居で、1室空いています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 入居でいくと何か所か空いています。

②ですけれども、そういう空きの情報、村営住宅の空き情報の周知はどのように発信
しているのか、お願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） お答えいたします。

現在いずれの住宅も空きがあり、随時申込みを受付しておりますので、改めての空き
情報の公開はしておりませんが、今後、満室になったときにはホームページ等でのお知

らせは必要と考えております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 満室になっていないのでまだ情報は公開しないと言っていますが、私もよもっと団地等については、他町村の方からも空いているか空いていないかという質問も来ます。そうすると、やはりどこ見ても空いているか空いていないか分からないので、できればホームページ等でここが何戸空いているとか、そういう情報は発信してもいいのではないかと思います。どのように感じますか。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 公営住宅の入居に関しては公募が基本なんです。ただ、うちのほうの状況は満室になることがないので、今も随時受付をしておりますが、空き状況に関してホームページ等で公表できるか検討させていただきます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 私も勉強不足で、公募でないといけないというのは知らなかったもので、できれば知らない方もいるので、今情報時代ですので、情報できるように県なり国なりに聞いていただきたいなと思います。

3番ですけれども、低所得者向けの住宅ですので、今回、またその収入等で該当しなくなる世帯はあるのかお聞きいたします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） お答えいたします。

入居収入基準を超えている方はいらっしゃいます。基準を超えた場合は、公営住宅法にのっとり収入超過者認定を行い、通知書を送付しております。基本的には明渡ししていただくように努めてもらいますが、様々な事情もございますので、相談しながら今後の対応を決めています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） あるということで、前回、以前にも私この質問をして、実際よもっと団地のほうからお引っ越しなされた方もおりました。その人も収入の超過ということで、夫婦で子供もいて村外に引っ越したということで、せっかく来たのに収入の訳で

引っ越ししなきゃならなかったんですけども、そうなると、やはり小学校、人口も減るし、そういう点でいくともう少し密に相談して、戸建て住宅のほうに移れるような説明をするとか、そういうものもあってもよかったのかなと今感じておりますので、今相談されている方にはできる限り村内に残れるような対応をしていただきたいなと思っております。

4番ですけども、国では今最低賃金上げたり所得向上ということで進めていますが、それに伴って、やっぱり入居条件の所得制限も改正しなければならないのではないかと思います、その点はどうか。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） お答えいたします。

入居収入基準額は公営住宅法施行令で決まっております。国では、住宅困窮者に対して公平的に供給することができるように、平成21年4月に収入月額20万円以下から15万8,000円以下に改訂になりましたが、今後の改訂の予定はまだ出ておりません。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 確かに私もいろいろホームページ等で調べたところ、20万幾らから15万8,000円に下げていると。個人的には時代には沿わないなと思いますけれども、あまり高いというか、基準が高いと競争倍率が激しいみたいで、最も入りたい人が入れないという状況の中で下げたというのを見ました。ただ、村内にしてはやはりそこまで下げても埋まらないという状況があるので、できれば県なり国なりにも、この地域の特徴じゃないですけども、もうちょっと条件を緩和できないか対応していただきたいと思っておりますけれども、そういうのは県とかに要望はできるものですか。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） よもっと団地、宮本団地に関しては公営住宅法にのっとった住宅ですので、そこは曲げることはできません。ただ、収入超過者も入れるような、収入超過者になって出なきゃいけない方が入れる受皿のような住宅、収入基準額のない住宅も今後必要かと考えますので、財政状況許すようでしたら、今後計画していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） そうすれば、やはり村長が公約で掲げている促進住宅の建設というのが急がれると思いますので、今後財政を見ながら早急にそういう対応をしていただきたいなと思います。

ということで、今回の質問は、私、終わります。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、3番川崎憲二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 5番 森 弘美議員

○議長（小鹿重一君） 日程第3、5番森 弘美君の質問を許します。森 弘美君。

○5番（森 弘美君） おはようございます。

今回は、生活排水路の整備についてということで、1点お伺いします。

我が阿弥陀川地区は、ご存じのようにコメリやコンビニ等の商業施設や公共施設、そして民家が混在しております。それに伴う生活排水路の整備が立ち後れており、これまでの整備を蓬田村にお願いしてきたところでございます。これに関しては住民より感謝の声が届いており、村長はじめ関係機関のご尽力に感謝申し上げます。

しかし、国道280号線バイパスの東側は村の支援によって整備されてきましたが、バイパスの西側は未整備のままであります。具体的に言いますと、小学校通り、村上富夫さん宅の南側の水路とコンビニファミリーマートの北側の水路と、合計2本の水路が未整備であります。現況を確認しながらぜひ整備を進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） お答えいたします。

国道280号バイパスの東側水路は、令和4年、5年、6年度の3年間で整備完了の予定です。議員のおっしゃる2本の水路も、現地を調査して検討いたします。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 森 弘美君。

○5番（森 弘美君） 村では私、大分前になるんですけれども、生活排水路に関してはしっかり整備をしていくということで、稲荷神社の西側というんですか、あそこを整備してもらいましたけれども、いろんな環境面でも悪いので、ぜひ早急に整備してもらいたいと思います。

お願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、5番森 弘美君の質問を終わります。

日程第4 一般質問 7番 乳井巖公議員

○議長（小鹿重一君） 日程第4、7番乳井巖公君の質問を許します。乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） おはようございます。7番乳井です。よろしく申し上げます。私からは、子育て支援対策とホタテの被害状況について質問させていただきます。

初めに、子育て支援対策についてでございますが、国では、次元の異なる少子化対策を掲げ、こども・子育て政策の強化に取り組んでいるところです。県でも、物価高騰の経済的支援の一環ではありますが、青森県子ども・子育て世帯応援金として、18歳までの子供たちに1人当たり3万円の支給を開始しているところです。さらには今日の新聞にもありましたが、政府内では、低所得世帯の子供に対して5万円の上乗せに向けて調整中というような報道もありました。

これらを踏まえて、当村における出生数がここ数年1桁で推移しているということもあります。これまでとは異なるいろんな子育て支援対策が必要と思いますが、村として何か今現在、具体的な支援や対策を考えているのか伺います。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 現在、3歳未満の保育料の無料化や保育園の給食費の無料化、子育て祝い金等について他市町村の状況なども確認して、あと財源も併せて検討しているところです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 検討しているということですが、私から2つ目になりますが、小学校、中学校及び高校の入学時に祝い金を支給している他市町村が多くあります。当村でも、これらの祝い金の支給はできないのか伺います。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 入学祝い金についても、同じく他市町村の状況などを確認し、財源と併せて今現在検討しているところです。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） それから来年度以降、高校生になりますが、電車通学、バス通学に際して定期券の増価等も話が聞こえてきております。まだ決定したものではないと思

いますけれども、これら、高校生の通学支援として定期券等への助成はできないのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 子育て支援策については、現在村としてもいろいろ考えている段階ですので、決まりましたらまた皆さんのほうに示していきたいと考えております。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） いいように考えていただければと思います。

それから3つ目になりますが、当村における修学奨励金貸与基金事業ございますが、今年度の利用者数等についてお聞かせください。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 今年度は全体で7人、新規で4人に貸与してございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 今年度4名、新たに4名ということでございましたが、これまでに貸与した方々で延滞等、そういうような事例は発生しているものでしょうか、伺います。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 現在3名の方が、まだ未納となっております。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 3名が未納ということでございましたが、いろんな社会情勢なり物価高騰、いろいろみんな抱えている問題は様々あると思いますが、この奨学金の事業について、単価、それから返済手法、返済期間、これらについて見直してもいいときには来ているのではないかなと私は思っておりますが、そういうことの検討は考えていらっしゃるかどうか伺います。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（木村伸一君） 今現在はちょっと考えてございません。今の状況は、月額2万円で年間36万というものを1年間貸し付けていると。それを4年間。そして、卒業してから大体8年間で返してもらうという形になります。それで、当然返すのは本人が基本だと思います。それを上げたとすれば、今現在であれば大体月1万円返済という形に

なっているかと思えます。これを結局返さないといけないものですから、また上げると月2万、3万円となると、どうしても生活上、私は支障があるのかなという部分もありますので、これについては、今後他町村の状況を見ながら検討はしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 借りたものですから、返すのは当然のことではあると重々承知しております。ただ経済状況が、この事業がスタートしたのがたしか21年とかだと思えますが、そのときから見れば相当変わっているとは思えます。ずっと同じ金額、また返済手法等々ではいけないのかなと思えますので、村に今後も残るとか、村で生計を立てるとか、そういう場合にはいろんな緩和措置があってもいいのかなと思えます。また、高校生が青森市街以外の高校へ進学する場合にも借りられるよう、いろんな柔軟な対応ができるよう、ぜひ検討していただきたいと思えます。

続いて、2つ目のホタテ被害状況についてでございます。

今年度、夏場の高温の影響で稚貝が随分へい死しているというような報道が湾内全域で確認されております。当村におけるホタテ稚貝の被害状況、どのような状況か伺います。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 現在の蓬田村でのホタテ稚貝のへい死率は3割から5割ということで、村漁協より報告を受けているところです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 3割から5割ということで、個人差相当あるのかなとは思いますが、県でも新たに2億円を超える補正予算組んで、親貝の確保に向けて強化を図ったところです。親貝がなくて稚貝が取れない、去年と今年同じような状況、さらに夏場の高温による被害を受けているというようなこともありますので、村の全漁業者がさらなる親貝の育成、これに向けた支援が必要かと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 県をはじめとして、様々な関係機関がそれに対する対策を検討している状況です。それらについて内容を把握しながら、村としても全面的に協

力体制の方向で施策を進めたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○7番（乳井巖公君） 地まきの放流事業なり親貝の助成なり、村で行っているのは承知しておりますが、幾らかでも上乘せ等々できて安心して親貝が育てられるというような状況になれるようさらなる支援をお願いしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、7番乳井巖公君の質問を終わります。

日程第5 一般質問 6番 吉田 勉議員

○議長（小鹿重一君） 日程第5、6番吉田 勉君の質問を許します。吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） おはようございます。6番吉田です。今日は2点について質問したいと思います。

まず1点目の、蓬田村土地改良区事務所移転について伺います。

私は、この改良区の事務所移転について、積極的に支援するもしないも村長の考え方一つだと思っています。だからこそ、昨年、新庁舎が完成したら空けてくださいと改良区が最終通告されて以来、改良区の役職員の中で大きな混乱が生じています。行政の協力なしでは移転先を決めることができないのは目に見えているのに、会議のたびに移転先はどうしようかという話になっています。この不安を取り除くため、村長には移転に積極的に取り組んでほしいと考えますが、まだ1年半ほど先の話ですので、現段階での村長の考えをお尋ねします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えいたします。

蓬田村土地改良区から、新庁舎かふるさと総合センターへ土地改良区の事務所を移転したいと要望がありましたが、両施設とも事務所を使用する面積が含まれていないことから、お断りしております。事務所の移転場所については、土地改良区で村内の空き店舗等を検討していただきたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 今の答弁を聞きますと、村では関与しないというふうに聞こえま

すが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） そもそも、土地改良区あるいは蓬田村商工会、そういう公共的団体の建物というのは、それなりに自分たちが負担をして管理運営していくというのが原則であります。過去の話ですればなんですが、役場の土地が、部屋が空いているのでどうぞお入りくださいというのでは、いわゆる自治法に基づく行政財産の使用に問題があるわけでありまして。ただ、各市町村のそういう団体が入居している状況を見ますと、それぞれの団体が行政と話をしながら、いわゆる建設費負担、あるいは何ていうんですか、賃借料、そういったものを考えながらそれをやってきたと思っています。残念ながら、我が村においてはそういうことを考えずに無償で全てやってきたというところに、現在の問題があると私は判断しています。決して嫌だからじゃなくて、新しい庁舎に無償でスペースを取って入れるとなりますと、当然国のお金が入ってきますので、我々が会計検査院からこれは駄目ですよと、その部分を返還してくださいというふうなペナルティーが来ると、私はこう思っていますので、過去に中央公民館の使用に当たってもそういうことがございました。したがって、過去に土地改良区が海岸に事務所を建てたのも、中央公民館には行政目的として、そういう公民館施設の目的に使ってくださいと。したがって、その中に土地改良区を置くのはできませんということで、ああいう体制になっています。同じことがあるんですが、現在の役場は補助金も何もない、50年以上たってしまっているんで、現在の役場ではそういうことはないんでございますけれども、私は積極的に、やっぱり総務課長も言いましたように空き家なり空き地なり、そういったものを活用する方向で検討していきたい。具体的に土地改良区の理事長さんに提案したところもございますけれども、それは公式なものではありません。私が考えた未定の話でございまして、今後、その検討に当たって議会も入っていただいて検討してできればなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 移転を改良区に完全に任せるとなれば、農家の賦課金、最終的には農家の賦課金の値上げにつながると思います。今、資材費、肥料農薬、そして燃油の高騰のため農家は大変苦境にあえいでおります。その中でさらに賦課金の値上げとなると、農家にとっても大変な事態になるので、なるべく1年半の間考えて、助成なり補助

をお願いしたいと考えます。よろしく申し上げます。

続いて、JA所有のライスセンターの改修についてお尋ねします。

3月議会で、現小鹿議長の質問で、改修に当たって問題点があるということで、第一の問題点として所有権の移転が挙げられましたが、所有権は村に移ったのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 年度途中での所有権の移動については、指定管理建物共済等の影響があることから、節目である令和6年4月から村に所有権を移すことで青森農協の理解を得ながら進めているところです。具体的には、令和6年の3月議会に青森農協所有旧ライスセンターの用地の取得に関して提案、議会承認後に村への所有権移転手続をし、令和6年4月から村の所有とすることを予定してございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 所有権がまだ移転しないということであれば、財源についてもまだ当然検討には至っていないということになると思います。前回の3月議会の段階で、村長の答弁ですけれども、今の改良区の意見と同じような話で、蓬田村農協なら助成もできますけれども、広域合併したら青森農協では利益の還元という点で問題がないかという話でした。私もこの点については理解できるんですけれども、農家のライスセンターの利用率を考えると、やらざるを得ないというのが実情ではないでしょうか。今後の改修に向けたスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 村の考え方としては、来年度4月から村に所有権を移すという計画の中で、現在、来年度当初予算編成に取りかかっております。財源の確保等について具体的に進めているところでございます。また、その財源の確保、議会での承認等順調に進んだものとしての改修スケジュールは、令和6年度4月中の発注から令和7年度秋までの完了を目指し、順次進めていくこととしてございます。なお、令和6年産米に対しては、改修事業による影響がないよう配慮した中で進められるとしてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） この件に関しては、前向きな回答ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小鹿重一君） 以上で、6番吉田 勉君の質問を終わります。

暫時休憩します。10分間休憩したいと思います。

午前10時30分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消して、会議を再開します。

日程第6 一般質問 1番 坂本 豊議員

○議長（小鹿重一君） 日程第6、1番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。3点について質問をいたします。

まず1つ目は、土地改良区事務所についてであります。

先ほど吉田議員も質問したわけですが、役場庁舎に現在ある事務所の蓬田村土地改良区、これが新庁舎完成後には移転をしなければならないという話が、前の中沢・長科管理委員会の中で話が出されました。それで私のほうではいろいろ、どの辺が事務所として適任かなというふうに考えておりましたら、玉松の海水浴場にある県の施設、海の情報館ですか。あそこは全然使われていないし、事務所にもなり得るような感じがしております。これについて、できるのかできないのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 県と村で取り交わしている協定書では、海の情報館は海岸利用者の利便に供し、観光レクリエーション等、地域振興に資することを目的に運営されることとなっております。そのことから、土地改良区が事務所として海の情報館を利用することは目的外使用に当たり、現状利用許可はされないものと考えてございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） これは県の方と実際協議しての結果なのか、いろいろ目的外というふうにありますけれども、村では年間、以前は70万ぐらいの措置費で管理運営費来ていると思いますが、事務所が入ると管理も兼ねてできるということにも私はなると思うんですが、実際具体的に協議した結果なのか、想像なのか、答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 今議員おっしゃられた、具体的に土地改良区事務所として使えるのかどうかという問合せはしてございません。ただし、これまでの目的がある建物に対して目的外使用となるものに対しては、もう既に相談する段階ではないということでの私の判断でございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 一応そういう課長の考えは分かるわけですが、実際当たってみただけませんか。それはあなたの考えであって、どういうふうに変化するかわからないので、当たって砕けろという言葉ありますので、ぜひやっていただけないでしょうか。私も県に対して言うわけにいかない、役場を通さないともちろんいけないことなので、その段階で、またこちらで交渉した結果、門前払いということになればまた別の手を考えますので、とにかく交渉していただけるかどうか。答弁をお願いします。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 議員からの要望ということで、問合せはしてみます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 私、議員としてでなくて、蓬田村の農家全員の意向ですので、よろしくをお願いしますね。議員の要望ではありませんので。

2つ目の、中沢村道踏切付近の道路の拡幅について質問をいたします。

ここは中沢の踏切、バイパスから東側へ渡ったところで、右折をしてさくらパークに行く道路なんですけど、道路のカーブがちょっときついということで、住民から土地を買収して広くしたり、カーブをなるべくなくできないかという要望が出されております。この道路は、役場の道路地図では1-1-2というふうになっております。検討してもらえないか質問をいたします。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） お答えいたします。

このカーブを緩くするためには、用地買収も必要になると思います。今後、実施の可否も含め調査し、検討いたします。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番(坂本 豊君) この道路は、昭和58年、坂本村長のときにモデル事業として拡幅した道路なんですけど、どうしても用地買収に応じてもらえず、カーブが残ってしまったという経緯があって、その付近の道路を拡幅するために、さらに後日、用地買収をしてちょっと広くしたわけですが、それでもカーブ自体が直らないので、住民から何とかしてもらえないかということなんです。ですから、当時は買収ができなかったという経緯がありますが、今その方はもう亡くなっていないので、相続人の方と交渉すれば、カーブをなくすための用地買収に応じてもらえる可能性はあると思いますので、ぜひそこをやってもらえないのか、買収の交渉してもらえないのか、再度答弁をお願いします。

○議長(小鹿重一君) 建設課長。

○建設課長(高田 徹君) 他の事業との兼ね合いもありますので、今後、実施の可否も含め、調査検討させてください。(「分かりました」の声あり)

以上です。

○議長(小鹿重一君) 坂本 豊君。

○1番(坂本 豊君) 3番目で、灯油の村民への助成についてお伺いをいたします。

灯油も、ご存じのとおり価格も上がって、住民に対してこの福祉灯油、無償配布の助成を行う計画はあるのか。また、物価高により生活が困難になっているため、村が計画がなければそれらを村民に助成するよう求めたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長(小鹿重一君) 総務課長。

○総務課長(稲葉正明君) お答えします。

村では、物価高騰対策として低所得者世帯に1世帯3万円の給付、子育て世帯応援金として児童1人につき3万円の給付、低所得者世帯及び子育て世帯を除いた全世帯に、灯油の助成を含めて1世帯3万円を給付することにしておりますので、灯油の助成は考えておりません。

○議長(小鹿重一君) 坂本 豊君。

○1番(坂本 豊君) 先ほど、今総務課長の答弁で、灯油も含めてということがありましたけれども、前は灯油券を発行して1世帯40リッターですか、配布した経緯がありますが、私はそれと同じことを再度やっていただけないのか、灯油だけの無償配布のことですよね。先ほど言いました3万円の給付とかそれ以外に、灯油だけの券をまた配布するというのをやっていただけないのか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長(小鹿重一君) 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 3万円の給付は、食品等の高騰やエネルギー、灯油の高騰等も含まれて3万円の給付をしてございますので、灯油に対してまた助成するという事は考えておりません。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） 灯油を、以前みたいに全世帯に40リットルぐらい配分する予算というのは、幾らぐらいかかるんでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 暫時休憩します。

午前10時45歳分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 65歳以上の世帯に約40リッターを配布するとなれば、約320万ぐらいかかります。全世帯で40リッターを配布の助成をするとなれば、約450万円ぐらいかかります。

○議長（小鹿重一君） 坂本 豊君。

○1番（坂本 豊君） ありがとうございます。ちょっと時間を取らせて申し訳ない。

今ちまたで、ほかの町村でもこの福祉灯油の件が話題になっておりますので、油が高いということで、それから年金者の人も多い中、なかなか灯油代まで厳しいという意見があります。暖冬になってもらえれば助かるんですが、村で景気が悪い、それから年金も上がらない、物価が物すごい高くなっているこの時代において、こういう福祉灯油を村が率先してやるということは、村民に大いに歓迎されることと思いますので、ぜひ実施していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小鹿重一君） 以上で、1番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第7 一般質問 2番 久慈省悟議員

○議長（小鹿重一君） 日程第7、2番久慈省悟君の質問を許します。久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） おはようございます。通告していた3つに対して、質疑を始めたと思います。

初めに、公民館などに設置しているテレビや電話の助成についてお伺いしたいと思います。

災害発生時には避難場所となる自治会の公民館や集会所のテレビ、また電話等は、災害状況や緊急情報を見たり、やり取りをするために不可欠なものでございます。故障していたら直しておかないといけません。いつでもそういうときに備えて万全な体制を取る必要がございます。このことについて、そういう箇所がある場合は、災害本部である村からの助成はできないものか、お伺いいたします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 各自治会の公民館や集会所に設置されているテレビや電話は、自治会所有のもので、各自で故障したら直すものと思います。テレビの購入については、助成事業があるか調査して検討いたします。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 今現在、公民館などに設置しているテレビは、以前、教育委員会からの寄贈というふうに伺っております。ということは、私のあれがちょっとうそだったのか、今ちょっと教育長が首かしげたので、あれ、間違った答弁したかなと、私、今感じがしたんですけれども、うちの自治会長からはそのように聞いております。ですから、旧教育委員会のほうで各自治会に贈ったものと私は認識したつもりなんですけれども、違っていたら、その辺を改めて後で付け加えて説明していただければ助かります。

ただ、やはり公民館や集会所、つまり消防屯所とかのテレビとか電話も、やはりこの際ですから、全てそういうふうな緊急時に避難する場所とか連絡しなければならない、そういうところに対して正常に働いているものか、やはり災害本部である村が把握しておくためにも必要なのではないかなと、そう思いますので、総務課長には改めてそういうところの集会所、消防屯所等、そういう不具合がないかを確認していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 以前に寄贈したテレビは多分村のほうで、教育委員会ではなく、村のほうで寄贈したと思われます。屯所等、また公民館、集会所にテレビ、電話等の助成できないかということで、先ほども言いましたけれども、よい助成事業を見つけて検討していきたいと思っております。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 総務課長の答弁で最初のあたりには、自治会の所有ですから自治会で持つべきだみたいな意見でございましたけれども、2回目の答弁は、よい助成の方法がないか検討してみたいという回答でしたので、ぜひ災害本部である村が率先して、そういうところに助成をしていただければ助かると思いますので、よろしく願い申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

2番目、健康な体で長生きしていただくための助成金の範囲の拡充ということについてお伺いいたします。

青森県では、短命県返上をコマーシャルしております。住民には健康な体で長生きをしていただきたい。胃がんの原因となるピロリ菌等への助成のほかに、脳ドックとかにも助成金の拡充が必要だと思いますけれども、村長のご意見をお伺いしたいと存じます。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（佐藤一仁君） お答えします。

近隣、青森市、平内町でも国保会計でのドックについては実施しています。40歳以上が該当で、脳ドックの費用は1人当たり、医療機関により異なりますけれども約1万8,000円から3万円が必要となります。国保事業の補助金や交付金はありません。村単独費となります。今後は財政と協議しながら検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血、これらを脳卒中と呼ぶみたいですが、働き盛りの男性が急に亡くなると、残された家族の生活の維持も難しくなってきます。また、そうした年代の女性がそのような病気で亡くなられても、残された旦那さんや子供たち、そうした家族の困窮を考えたとき、我が身のことと捉え、村民の皆さんにはそうした悲痛なことのないように生活をしていただきたいことから、村長の真摯な考え方を再度お聞かせ願えれば幸いと存じますけれども、いかがでしょうか、村長。

○議長（小鹿重一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私自身も病気、そういった病気になりまして、常に検診とかそういったものがいいというのはいつも考えています。村の助成という形で、例えば国保でやるのと、制度上、例えば社保の方、社保の方には社保の制度がまたあるわけがございます、ただその辺をちゃんときちんと整理しないと、ただやみくもに助成するわけにはいかないと。ただ、病院によっては単価が全く違う。多分検査も、私行ったことあ

りませんけれども、検査の内容も違っているのかなと思います。そういったことを、もう再度検討しながら、私自身も含めて前向きに検討させていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） 3年ぐらい前に、私も、詰まりそうなところとか破れそうなところがないとか、そういうのを、脳ドックという検査ではなかったですが、脳外科に行っ
て診ていただきましたけれども、自分の個人負担は1万円でした。3割が国保から支払
われているのでトータルすれば、村の病院には助成が当然行っていますから、1万七、
八千円になるのかなと思っていますけれども、その負担になる1万円を、全額補助でな
くても50%の補助率でも、やはり受けやすくする環境をつくっていくというのが、私は
必要だと。やはり我が村でも、阿弥陀川の地区にも若いお母さんが亡くなって、残され
た旦那さん、そして小さい子供たちを面倒見るにも大変な感じになっています。そして
最近、50歳ちょっと過ぎた男性も亡くなられて、急に奥さんや子供たちは毎日どうした
らいいのかというふうな思いの中で、今も着々と生活はしておりますけれども、そうい
う家族をつくらない、やっぱり短命県返上のためにも若い、お年寄りだからいいという
わけではございませんけれども、さらに働き盛りのそうした人たちの困窮をなくするこ
う意味で、村長は前向きに検討したいとおっしゃっていただきましたので、ぜひ検討
していただきたいと。その辺をお願い申し上げて、次の質問に移ります。

3番目、蓬田村のホタテ養殖事業の実態把握についてお伺いいたします。

昨年、一昨年前、稚貝不足から何割も少ないのしの本数と聞いている。値はよかった
が、決してよい年ではないと思います。今年は稚貝が十分だったが、入替え作業で確認
済みということで、約3割から5割のへい死が発生していると聞いております。深いと
ころに多くのしを持っている方は、へい死も少ないと思いますが、浅いところに多くの
しがある方は、へい死も多いはずだと思いますので。そして、県漁連が県に対して、成貝
確保のために助成を要望していることや、へい死の状況についてテレビでも報じられて
おります。我が村のホタテの状況を把握しているのか、また、どんな対応を考えてい
るのか。併せて答弁を求めたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、現在の蓬
田村でのホタテ稚貝のへい死率は、3割から5割ということで村漁協より報告を受けて

いるところです。今後の対応についてですが、県での支援策、被害関係市町村間でのバランス、村漁協を中心とした関係機関との話合いの中で、具体的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 久慈省悟君。

○2番（久慈省悟君） あれもやらなければならない、これもやらなければならない。財政がもつかもたないかとか、様々な、各課長にもその辺が頭をよぎるかも分かりませんが、やはり村民あって自治体ということですので、できる限り助成できるものであれば助成していただきたい、このように申し上げて、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） 以上で、2番久慈省悟君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時07分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6年 1月22日

蓬田村議会議長 小 鹿 重 一

会議録署名議員 吉 田 勉

会議録署名議員 乳 井 巖 公